

誓約書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

登録申請者

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

高知 太郎

高知

印

法人の場合は、会社の名称、代表者職
氏名、会社印、代表者印

高知県知事様

・選任した遊漁船業務主任者が、規則第10条第2項に規定する「主任者となることができない事項」に該当しないことを、申請者が誓約するものです。

規則第10条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第18条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から2年を経過しない者
- 二 法第6条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者